

## 熊本県貸金業者行政処分適用基準

(趣旨)

第1条 熊本県知事の登録を受けた貸金業者（以下「貸金業者」という。）に対し、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）に基づく行政処分（以下「処分」という。）を行うに当たり、判断過程の透明性を図るため、処分基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(業務改善命令)

第3条 法第24条の6の3の規定による必要な措置の命令（以下「業務改善命令」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 貸金業者が行う業務の運営方法、内部管理等に問題があり、知事が注意若しくは指導を行っても当該貸金業者の自主的な改善が行われない場合又は改善が期待できないと認められる場合で、資金需要者等の利益の保護の観点から早急に改善させる必要があるとき。
- (2) 法第24条の6の4第1項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（以下「業務停止命令」という。）を行おうとするとき。
- (3) その他業務改善命令をすることが適当であると認められるとき。

(業務停止命令)

第4条 業務停止命令は、原則として貸金業者が法に違反した場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に命ずるものとする。

- (1) 知事が、注意又は指導を行い、法第24条の6の10の規定による改善・対応策の報告を求めた後においても法令違反が改善されない場合又は改善される見込みがないと認められる場合
- (2) 業務停止命令を行わないことにより、資金需要者等の保護等に関して重大な支障を生じると見込まれる場合
- (3) その他業務停止命令をすることが適当であると認められる場合

(業務停止命令の判断基準)

第5条 法第24条の6の4に該当する事案の事実を確認した場合の業務停止命令の可否の判断は、単に違反の形態だけでなく個々の事案についての悪質性、情状及び先例等諸般の事情を総合的に勘案したうえで決定するものとする。ただし、司法処分の決定した事案については、これを十分考慮し決定するものとする。

2 業務停止命令に係る法違反を犯した者（以下「実行行為者」という。）が、法違反行為を行った時点で事業主（個人の場合）、役員（法人の場合）、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者である場合は、原則として業務停止命令の対象とするものとする。

3 実行行為者が前項に規定する者以外の使用人である場合において、貸金業者に次のような事由があるときは、原則として業務停止命令の対象とするものとする。

- (1) 当該業務停止命令の処分事由が発生した日以前3年間に当該処分事由と同一の法令違反行為を行い、業務停止命令又は文書により改善・対応策の報告を求められていること。

- (2) 法違反行為の態様が著しく悪質であること。
- (3) 法違反行為に対する改しゅんの情がみられず、業務に対する改善措置が不十分であること。
- (4) 内部処分が厳正に行われていないこと。
- (5) 当該業務停止命令の処分事由が発生した日以前1年間に貸付け及び取立てに係る業務に関する苦情が多数あること。
- (6) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められること。
- (7) 過去の立入検査の結果、当該処分事由と同一の法違反が認められ、当該事案の発生と密接に関連すると認められること。
- (8) 被害者の損害が速やかに回復される見込みがないこと。

(業務停止命令の対象)

第6条 業務停止命令の対象は、原則として法に違反した貸金業者の営業所又は事務所(以下「営業所等」という。)とする。ただし、当該営業所等の登録における主たる営業所等において法違反の事実が確認で、また、当該貸金業者の従たる営業所等においても、同一の違反が行われる可能性があるとして認められる場合においては、当該貸金業者のすべての営業所等に対して業務停止処分を行うことができるものとする。

- 2 弁済の受領は、貸金業者の業務の一部と解されるが、これを停止させることは債務者等に対して不利益となる場合があるので、原則としてこれを停止する処分は行わないものとする。また、知事が特に必要と認めた場合も同様とする。

(業務停止命令の量定基準)

第7条 業務停止命令の基本的な量定は、別表第1及び別表第2に定めるところによるものとする。

- 2 業務停止命令の併合の場合については、次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 法違反行為による業務停止命令を行うべき事由(以下「命令事由」という。)が2以上ある場合について併合して処分を行うときの量定の上限は、各命令事由に係る量定区分の基準期間が最も長い量定の最高期間にその2分の1を加算した期間(ただし、各命令事由に係るそれぞれの最高期間を合計した期間を超えないものとする。)とし、量定の下限は、各処分事由に係る量定区分の基準期間が最も長い量定の最低期間とするものとする。
  - (2) 一の行為について、2以上の命令事由に該当するときの量定の上限及び下限は、それぞれの量定区分の基準期間が最も長い量定の最高期間及び最低期間とするものとする。
- 3 常習違反に対し加重する場合、業務停止命令を受けた貸金業者に対して、当該業務停止命令を受けなくなった日から3年を経過する前に、再び業務停止命令を行うときの量定の上限及び下限は、命令事由に係る前2項に定める量定の最高期間及び最低期間の2倍の期間とするものとする。

(業務停止命令の期間)

第8条 業務停止を命ずる期間(以下「業務停止期間」という。)は、原則として別表第1に定める基準期間とする。

- 2 前条第2項第1号に該当する場合の業務停止期間は、処分事由に係る量定区分の最も長い基準期間の1.5倍とするものとする。

3 前条第3項に該当する場合の業務停止期間は、処分事由に係る量定区分の基準期間の2倍の期間とするものとする。

4 業務停止期間を決定するに当たって、必要に応じ、悪質性、情状等を考慮したうえで、前条に定めた量定の範囲内において加重又は軽減するものとする。

(1) 業務停止命令を加重すべき事由とは、次のようなものをいう。

ア 当該業務停止命令の命令事由が発生した日以前3年間に、業務停止命令の処分事由に相当するとして、文書による是正を求められていること。

イ 実行行為者が複数であること。

ウ 実行行為者が事業主（個人の場合）、役員（法人の場合）、重要な使用人若しくは貸金業務取扱主任者であること又はこれらの者が関与していること。

エ 法違反行為が計画的犯行であること。

オ 法違反行為に対する改しゅんの情がみられず、業務に対する改善措置が不十分であること。

カ 当該業務停止命令の処分事由が発生した日以前1年間に貸付け及び取立てに係る業務に関する苦情が多数あること。

キ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められること。

ク 立入検査の結果、業務停止命令に係る処分事由と同一の法違反が多数認められること。

ケ 被害者の損害が速やかに回復される見込みがないこと。

コ その他、加重するに足りる相当の理由があると認められること。

(2) 業務停止命令を軽減すべき事由とは、次のようなものをいう。

ア 業務運営の適正化に努力を払う見込みがあること。

イ 法違反の態様が軽微であること。

ウ 具体的な業務の改善措置を自主的に行っていること。

エ 業務停止命令の処分事由が発生した日以前1年間に貸付け及び取立てに係る業務に関する苦情がないこと。

オ 法違反行為の発生は偶発的なものであり、継続して当該処分事由と同一の法違反行為の発生する素地が認められないこと。

カ 立入検査の結果、他に重要な法違反行為が認められないこと。

キ 被害者の損害が速やかに回復される見込みがあること。

ク 業務停止命令に係る法違反行為について起訴猶予処分を受けたものであること。

(登録の取消し)

第9条 法第24条の6の4の第1項の規定による登録の取消しは、貸金業者が次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

(1) 法第6条第1項第13号から第15号までのいずれかに該当し、改善される見込みがないとき。

(2) 法第6条第1項第16号に該当するとき。

(3) 業務停止命令を受けた貸金業者が、当該業務停止命令に違反して業務を営んだとき。

(4) 60日以上業務停止命令を受けた貸金業者が、当該業務停止期間満了後においてもなお当該処分事由について改善が認められないとき。

- (5) 60日以上の業務停止命令を受けた貸金業者が、当該業務停止期間満了後1年以内に当該処分事由と同一の法令違反を行ったとき。
  - (6) 2度の業務停止命令を受けた貸金業者が、当初の業務停止期間満了後3年以内に3度目の法令違反を行ったとき。
  - (7) 報告徴収により改善状況を報告させた後1年以内に、法第24条の6の4第1項第2号若しくは第12号の違反を含む5件以上の法令違反が認められるとき又は法令違反に係る業務停止期間の単純合計が1年(365日)以上となるとき。
  - (8) その他前3号と同等以上と認められるとき。
- 2 法第24条の6の5第1項各号のいずれかに該当したときは、登録を取消すものとする。
  - 3 法第24条の6の6第1項各号のいずれかに該当したときは、登録を取消することができるものとする。

(役員解任命令)

第10条 役員解任命令は、法人である貸金業者の役員が法第24条の6の4第1項第2号から第12号までのいずれかに該当したときに行うものとする。

(処分の手続)

第11条 業務停止命令を行おうとする場合は、法令違反が行われている貸金業者の営業所等及びその営業所等の登録における主たる営業所等に立入検査を実施し、又は法第24条の6の10の規定により、事実認識、発生原因及び改善・対応策その他必要と認められる事項について報告を求めたうえで、当該事案に係る法違反事実の把握を行うものとする。

- 2 業務停止命令を行おうとする場合は、法違反実を認定後、業務停止命令適用区分判断表(別記様式)を作成するものとする。
- 3 法第24条の6の6第1項第1号の規定に基づく登録の取消しに関して必要な手続は、別に定める。
- 4 前3項のほか処分の事務手続に関しては、行政手続法(平成5年法律第88号)又は熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年熊本県規則第45号)によるものとする。

(処分の公表)

第12条 処分を行った場合には、県公報による公表に加え、県のホームページに掲載するとともに報道機関への情報提供を行うものとする。

## 附 則

- 1 この基準は、平成26年3月28日から施行する。
- 2 次に掲げる基準は、廃止する。
  - (1) 貸金業者登録取消処分適用基準
  - (2) 貸金業者業務停止処分適用基準
  - (3) 貸金業者に対する貸金業規制法に基づく不利益処分を行った場合の公表の基準

別表第1(第7条関係)

業務停止命令の量定区分及び基準期間

量定区分	最低期間	最高期間	基準期間
A	15日	1月	15日
B	15日	2月	30日
C	15日	3月	45日
D	15日	6月	60日
E	30日	1年	120日
期間の決定は15日単位とする			

別表第2（第7条関係）

## 業務停止命令の処分事由別量定区分

処分事由	関係条項	量定区分	罰則内容	罰則条文
変更届出の提出義務違反	第8条（第2項を除く。）	B	50万円以下罰金	第50条
登録された営業所等以外での営業禁止違反	第11条第3項	D	2年以下懲役 300万円以下罰金	第47条の3
業務運営措置義務違反	第12条の2	B	—	—
指定紛争解決機関との契約締結義務違反	第12条の2の2	D	—	—
貸金業務取扱主任者の設置義務違反	第12条の3第1項	D	100万円以下罰金	第49条
貸金業務取扱主任者の職務遂行への配慮義務違反	第12条の3第2項前段	A	—	—
貸金業務取扱主任者明示義務違反	第12条の3第4項	C	100万円以下罰金	第49条
証明書の携帯義務違反	第12条の4第1項	C	100万円以下罰金	第49条
従業員名簿の備付け義務違反	第12条の4第2項	B	50万円以下罰金	第50条
禁止行為違反	第12条の6	D	(1号のみ) 1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
生命保険契約締結に係る制限違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第12条の7	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
利息制限法第1条に規定する利息違反	第12条の8第1項	D	—	—
利息、保証料等に係る制限等違反（貸付条件としてはならない債務履行担保措置）	第12条の8第5項	D	—	—
利息、保証料等に係る制限等違反（保証業者への確認、確認記録の保存義務違反）	第12条の8第6項及び第7項	C	—	—
利息、保証料等に係る制限等違反（貸付条件としてはならない保証契約）	第12条の8第8項	D	—	—
利息、保証料等に係る制限等違反（保証業者と締結してはならない根保証契約）	第12条の8第9項	D	—	—
利息、保証料等に係る制限等違反（媒介による契約の更新時の手数料受領、要求禁止）	第12条の8第10項	D	—	—
返済能力調査義務違反	第13条第1項	D	—	—
指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務違反	第13条第2項（第5項において準用する場合を含む）	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
資力を明らかにする書面等の徴求義務違反	第13条第3項（第5項において準用する場合を含む）	C	100万円以下罰金	第49条
返済能力調査記録の作成等義務違反	第13条第4項（第5項において準用する場合を含む）	C	100万円以下罰金	第49条
過剰貸付け等禁止違反	第13条の2	D	—	—
基準額超過極度方式基本契約に係る調査義務違反	第13条の3第1項及び第2項	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
基準額超過極度方式基本契約に係る資力を明らかにする書面等の徴求義務違反	第13条の3第3項	C	100万円以下罰金	第49条

処 分 事 由	関 係 条 項	量定区分	罰 則 内 容	罰則条文
基準額超過極度方式基本契約に係る返済能力調査記録の作成等義務違反	第13条の3第4項	C	100万円以下罰金	第49条
基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置義務違反	第13条の4	D	—	—
貸付条件の揭示義務違反	第14条	C	100万円以下罰金	第49条
貸付条件の広告等に関する義務違反	第15条	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
誇大広告の禁止等違反	第16条第1項	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
	第16条（第1項を除く。）	A	—	—
契約締結前の書面の交付義務違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第16条の2（第4項を除く。）	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
生命保険契約に係る同意前の書面交付義務違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第16条の3	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
契約締結時の書面の交付義務違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第17条（第6項及び第7項を除く。）	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
受取証書の交付義務違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第18条第1項	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
帳簿の備付け義務違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第19条	C	100万円以下罰金	第49条
帳簿の閲覧に関する義務違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第19条の2後段	C	100万円以下罰金	第49条
特定公正証書に係る制限違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第20条	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第20条の2	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
取立て行為の規制違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第21条第1項	D	2年以下懲役 300万円以下罰金	第47条の3
債権の取立て際の債務者等に対する支払いを催告する書面等の記載義務違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第21条第2項	C	100万円以下罰金	第49条

処 分 事 由	関 係 条 項	量定区分	罰 則 内 容	罰則条文
債権の取立ての際の貸金業者又は取立てを行う者の氏名等明示義務違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第21条第3項	C	100万円以下罰金	第49条
債権証券の返還義務違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第22条	A	10万円以下過料	第52条
標識の掲示義務違反	第23条	C	100万円以下罰金	第49条
債権譲渡の際の通知義務違反（第24条第2項において準用する場合を含む。）	第24条第1項	C	100万円以下罰金	第49条
保証等に係る求償権の行使の際の通知義務違反	第24条の2第1項	C	100万円以下罰金	第49条
受託弁済に係る求償権の行使の際の通知義務違反	第24条の3第1項	C	100万円以下罰金	第49条
保証等に係る求償権の譲渡の際の通知義務違反（第24条の4第2項において準用する場合を含む。）	第24条の4第1項	C	100万円以下罰金	第49条
受託弁済に係る求償権の譲渡の際の通知義務違反（第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	第24条の5第1項	C	100万円以下罰金	第49条
開始等の届出義務違反	第24条の6の2	B	50万円以下罰金	第50条
法令に基づく知事の処分に違反したとき（第24条の6の11に係るものを除く。）	第24条の6の4第1項第2号	E	5年以下懲役 1,000万円以下罰金 1年以下懲役 300万円以下罰金	第47条の2 第48条
第24条第3項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債権譲渡等をしたとき	第24条の6の4第1項第3号 （第24条第3項関係）	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
貸付けの契約に基づく債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することとなったとき ア 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たりその相手方が取立て制限者であることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき イ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり、第21条第1項（第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき	第24条の6の4第1項第4号 （第24条第3項関係）	D	—	—
第24条の2第3項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき	第24条の6の4第1項第5号 （第24条の2第3項関係）	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条



処 分 事 由	関 係 条 項	量定区分	罰 則 内 容	罰則条文
<p>保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなったとき</p> <p>ア 当該貸金業者が、当該保証契約の締結に当たりその保証業者が取立て制限者であることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき</p> <p>イ 当該保証契約の締結を行った取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、法第24条の2第2項において準用する法第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき</p>	<p>第24条の6の4第1項第6号 (第24条の2第3項関係)</p>	<p>D</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>第24条の3第3項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託したとき</p>	<p>第24条の6の4第1項第7号 (第24条の3第3項関係)</p>	<p>D</p>	<p>1年以下懲役 300万円以下罰金</p>	<p>第48条</p>
<p>貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなったとき</p> <p>ア 当該貸金業者が、当該弁済の委託に当たりその相手方が取立て制限者であることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該弁済の委託の後取立て制限者が当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき</p> <p>イ 当該受託弁済に係る求償権等を取得した取立て制限者又は当該受託弁済に係る求償権等の取得の後当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、法第24条の3第2項において準用する法第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき</p>	<p>第24条の6の4第1項第8号 (第24条の3第3項関係)</p>	<p>D</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>貸金業者からその貸付けに係る契約に基づく債権の債権譲渡等を受けた者が、当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該債権譲渡等を受けた者が、当該債権の取立てをするに当たり、第21条第1項（第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき</p>	<p>第24条の6の4第1項第9号 (第24条第4項関係)</p>	<p>D</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

処 分 事 由	関 係 条 項	量定区分	罰 則 内 容	罰則条文
保証等に係る求償権等を取得した保証業者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該保証業者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、法第24条の2第2項において準用する法第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであって、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払ったことを証明できなかったとき	第24条の6の4第1項第10号 (第24条の2第4項関係)	D	—	—
受託弁済に係る求償権等を取得した受託弁済者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該受託弁済者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、法第24条の3第2項において準用する法第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであって、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払ったことを証明できなかったとき	第24条の6の4第1項第11号 (第24条の3第4項関係)	D	—	—
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第31条第7項の規定を除く。)に違反したとき	法第24条の6の4第1項第12号	E	※出資法違反 5年以下懲役 1,000万円以下罰金 (法人は3,000万円以下罰金) 3年以下懲役 300万円以下罰則	
事業報告書の提出義務違反	第24条の6の9	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
報告徴収及び立入検査における違反	法第24条の6の10(第5項及び第6項を除く。)	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
社内規則の作成等義務違反	第24条の6の12第3項	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
社内規則の変更等承認義務違反	第24条の6の12第4項	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
貸金業協会員詐称	第37条第8項	C	100万円以下罰金	第49条
個人情報情報の提供義務違反	第41条の35	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
信用情報提供同意の取得義務違反	第41条の36第1項及び第2項	D	1年以下懲役 300万円以下罰金	第48条
信用情報提供同意に関する記録の作成等義務違反	第41条の36第3項	C	—	—
加入指定信用情報機関の公表義務違反	第41条の37	C	—	—
信用情報の目的外使用等禁止違反	第41条の38	D	2年以下懲役 300万円以下罰金	第47条の3

## 業務停止命令適用区分判断表

登録番号					
貸金業者商号又は名称					
代表者氏名					
主たる営業所等所在地					
違反営業所等名					
違反営業所等所在地					
法違反条項及び業務停止命令の量定区分等	貸金業法違反条項	業務停止命令の量定区分、基準期間等			
		量定区分	最低期間	最高期間	基準期間
	第 条第 項第 号		日	月・年	日
	第 条第 項第 号		日	月・年	日
	第 条第 項第 号		日	月・年	日
	第 条第 項第 号		日	月・年	日
	第 条第 項第 号		日	月・年	日
	第 条第 項第 号		日	月・年	日
	第 条第 項第 号		日	月・年	日
過去の指導等の状況	指導等年月日	指導等の内容		改善状況	
悪質性、情状等を勘案する事項					
貸金業者行政処分適用基準第7条第1項に規定する別表第1の基準期間(第8条第2項から第3項に該当する場合は当該期間)				日…①	
同基準第8条第4項の規定により悪質性、情状等を考慮することで加重又は軽減する期間				日…②	
本件における業務停止期間(①+②)					

注1 貸金業者検査報告書を添付すること。

2 ①の欄において、別表第1の基準期間と異なる期間とする場合、②の欄において悪質性、情状等を考慮することで加重又は軽減する期間がある場合は理由書を添付すること。